

長府浄水場更新事業

実施方針

令和3年3月

下関市上下水道局

目次

1	本事業の概要	2
(1)	事業内容に関する事項	2
(2)	事業スケジュール	7
2	事業者の募集及び選定に関する事項	8
(1)	事業者の募集及び選定方法	8
(2)	事業者選定の体制	8
(3)	参加資格要件	8
(4)	地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用	12
(5)	事業者の募集及び選定スケジュール	12
3	事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
(1)	事業契約等に関する基本的な考え方	13
(2)	リスク分担の基本的な考え方	13
(3)	提供されるべきサービス水準	13
(4)	事業のモニタリング	13
4	その他事業の実施に関する事項	15
(1)	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置	15
(2)	事業の継続が困難になった場合における措置	15
(3)	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
(4)	本事業に係る情報の提供	16
(5)	実施方針等に関する質問、意見の受付	16
5	その他選定に関する事項	17
(1)	公正な応募の確保	17
(2)	参加に伴う費用負担	17
(3)	提出書類の取扱い	17
(4)	使用言語、単位及び時刻	17
(5)	本事業の問合せ先	17
6	その他	
別紙1	想定する事業実施体制	18
別紙2	リスク分担表	19
別紙3	位置図	20
様式1	実施方針に関する意見書	
様式2	要求水準書(案)に関する質問書	
様式3	要求水準書(案)に関する意見書	
様式4	モニタリング基本計画(案)に関する質問書	
様式5	モニタリング基本計画(案)に関する意見書	

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 実施方針等 : 実施方針の公表の際に本市が公表する書類一式（実施方針、要求水準書（案）、モニタリング基本計画（案）及び添付資料）をいう。
- 公募要項等 : 募集の際に本市が公表する書類一式（公募要項、要求水準書、モニタリング基本計画、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集、図面等）をいう。
- DBO方式 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の趣旨に準じて設計、建設、施設維持管理業務を一括で発注する方式
- 構成企業 : 応募グループを構成する企業をいう。
- 協力企業 : 事業者から工事の一部を請け負い、又は業務の一部を受託する構成企業以外の者をいう。
- 建設JV : 本事業の土木工事、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事（以下「建設工事」という。）を行う構成企業によって結成する共同企業体をいう。
- 維持管理JV : 本事業の施設維持管理を行う構成企業によって結成する共同企業体をいう。
- 既存流用可能施設 : 事業者が、既存施設を流用すると判断した場合に、事業期間を通じて使用する施設をいう。
- 既存流用施設 : 既存施設をそのまま事業期間を通じて使用する施設をいう。

本実施方針は、下関市（以下「本市」という。）が実施する長府浄水場更新事業（以下「本事業」という。）について、事業の概要及び本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）の選定に関する方針を定めるものである。

1 本事業の概要

本事業の対象施設である長府浄水場は、本市の給水量の約 80%を担う基幹浄水場として、昭和 21 年 9 月に給水を開始して以来 74 年を経過し、老朽化による施設能力の低下や施設の耐震化に対応するため、更新が急務となっている。また、近年の少子化に伴う人口減少、節水型機器の普及、住民の節水意識の向上等により、水需要は減少の一途をたどっており、今後より一層厳しい経営環境となることが確実な状況であるため、本市ではアセットマネジメントを活用した中長期的な施設の更新需要や財政収支の把握、長期的な施設の運用形態も視野に入れた整備計画の立案、PPP/PFI 事業での実施が可能であるかの導入可能性調査等を行いながら全体事業計画の検討を行った。

本事業は、これらの検討を基にして令和 14 年度の全部供用開始に向け、長府浄水場を更新するものである。

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

長府浄水場更新事業

イ 事業に供される公共施設等の種類

浄水場等

ウ 公共施設等の管理者の名称

下関市上下水道事業管理者 上下水道局長 松崎 淳志

エ 対象施設

対象施設			適用
1. 新設対象施設	1-1	導水施設	山口県営第5分水槽出口から統合着水井までの導水管、既設2号着水井入口から統合着水井までの導水管（受水槽含む。）、内日貯水池から統合着水井までの導水管（場内既設連絡管）
	1-2	浄水施設	統合着水井、生物処理設備、凝集用薬品注入設備、凝集池、沈殿池、急速ろ過池、浄水池、消毒設備、塩素処理設備、管理用建物、場内連絡管路、浄水施設用建物
	1-3	送水施設	送水ポンプ設備、送水管
	1-4	機械・電気・計装設備	ポンプ設備、配電設備、自家用発電設備、監視制御システム、計装設備
2. 既存流用可能施設	2-1	浄水施設	粉末活性炭注入設備
	2-2	機械・電気・計装設備	配電設備、計装設備
3. 既存流用施設	3-1	導水施設	第3原水ポンプ
	3-2	浄水施設	排水処理施設（排水・排泥池、濃縮槽、上澄水槽及び脱水機）
	3-3	機械・電気・計装設備	第3原水ポンプ、受変電設備（66kV-3.3kV、5000kVA）、場外監視制御システム、配電設備、計装設備
4. 撤去対象施設	4-1	導水施設	不要となる既設導水管
	4-2	浄水施設	既存流用可能施設及び既存流用施設を除く全ての構造物及び設備（埋設配管については、事前調査で把握した撤去可能な配管に限る。）
	4-3	送水施設	送水ポンプ設備、送水管
	4-4	機械・電気・計装設備	既存流用可能施設及び既存流用施設を除く全ての構造物及び設備

※上記の対象施設は、本市の想定する処理フローでの対象施設を示している。

※排水処理施設は、急速ろ過方式（計画浄水量 130,000m³/日）に対応した能力を有する。

※場外監視制御システムとは、場外系、工水系、豊浦地区、豊北地区、菊川地区及び豊田地区の監視制御システムをいう。

※自家発電及び粉末活性炭棟は、既存流用可能施設とする。

※浄水処理方法については、生物接触ろ過（上向流）＋凝集（＋粉末活性炭）＋沈殿＋急速ろ過を想定しているが、これに限らず要求水準（浄水水質）の達成が可能な処理フローがあればそれを認めるものとする。この場合、「凝集＋沈殿＋急速ろ過」は必須とし、追加処理フローは事業者提案とする。

オ 対象業務及び工事

（ア）設計業務及び建設工事

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 水道事業変更認可に係る業務
- d 設計に伴う各種申請資料作成業務

- e 周辺影響調査業務
 - ・電波障害調査
 - ・周辺調査
 - ・生活環境調査
- f 建設工事
- g 建設に伴う各種許認可の申請に係る業務

(イ) 施設維持管理業務

施設維持管理業務は次表のとおりとし、その範囲は図-1 に示すとおりとする。

業務名	施設維持管理業務対象施設				運転管理（監視のみ）対象施設	
	新設対象施設	既存流用可能施設	既存流用施設	撤去対象施設	新設対象施設	既存流用施設
運転管理業務	○	○	○		△	△
保守点検業務	○	○	○			
水質管理業務	○	○	○			
災害・事故対応業務	○	○	○		△	△
保安業務	○	○	○	○	○	○
植栽管理業務	○	○	○	○	○	○
見学者対応協力業務	○	○	○			
場内清掃業務	○	○	○	○	○	○
消耗品調達管理業務	○	○	○			
薬品調達管理業務	○	○	○			
光熱水燃料調達管理業務	○	○	○			
修繕業務	○	○	○			
事業終了時の引継ぎ業務	○	○	○			

※表中の「○」は事業者の業務範囲とし、浄水場の場内のみを対象とする。「△」は、本市の指示により行う業務とする。

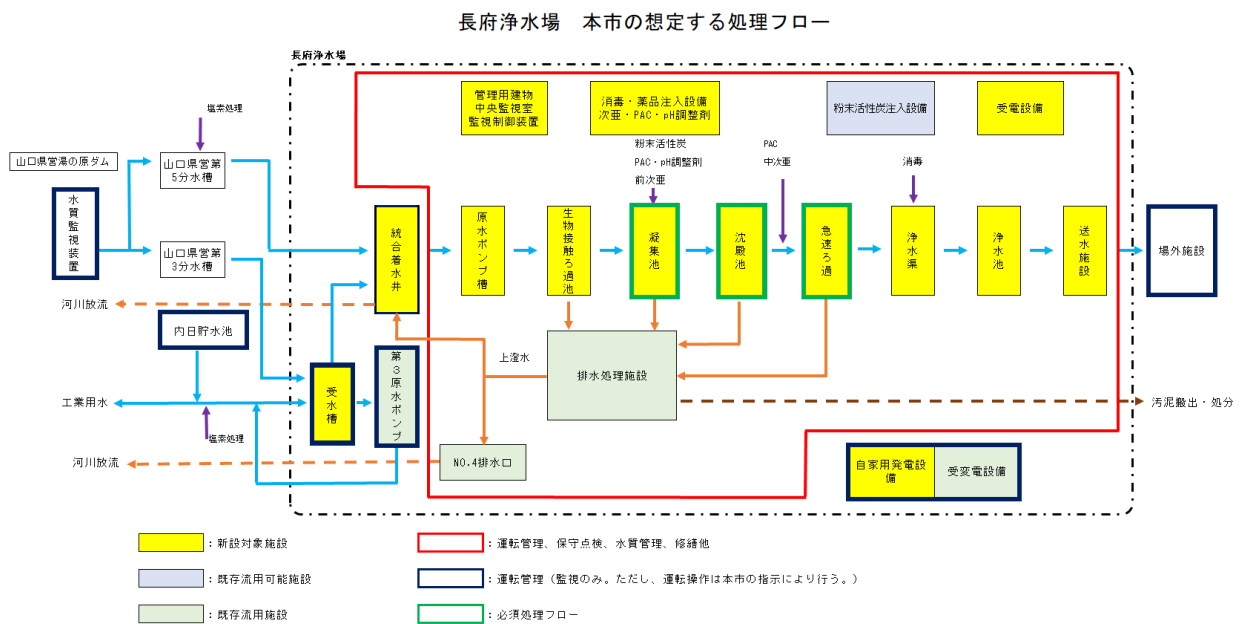


図-1 施設維持管理業務範囲

カ 事業方式

本事業は、新設対象施設、既存流用可能施設、既存流用施設及び撤去対象施設の設計業務、建設工事及び施設維持管理業務を一括して発注するDBO (Design Build Operation) 方式により実施する。本事業については、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に規定する第三者委託は適用しない。

キ 事業者の収入

設計・建設工事段階においては、事業者が本事業の設計業務及び建設工事を行い、本市がその対価として設計業務費及び建設工事費を支払う。施設維持管理段階においては、事業者が本事業の施設維持管理業務を行い、本市がその対価を支払うサービス購入型とする。

ク 事業期間

本事業は、事業契約締結の日から令和27年（2045年）3月31日までを事業期間とし、本事業の施設維持管理業務については、施設の供用を開始する令和12年（2030年）4月1日から15年間とする。ただし、建設工事が早期に完了し、施設の供用開始を早められる場合は、施設維持管理業務の開始時期を早めることとする。この場合においては、施設維持管理期間は施設の供用を開始する日から15年間とし、事業期間は施設維持管理業務が終了する日までとする。

ケ 立地並びに規模及び配置に関する事項

（ア）施設等の立地条件

施設等の立地条件は、以下に示すとおりとする。また、事業予定地については、別紙3の位置図で示す。

a 所在地

下関市長府豊浦町1番1号

b 敷地面積

40,255.62m² (建設工事着手時の建設可能用地は、約7,400m²)

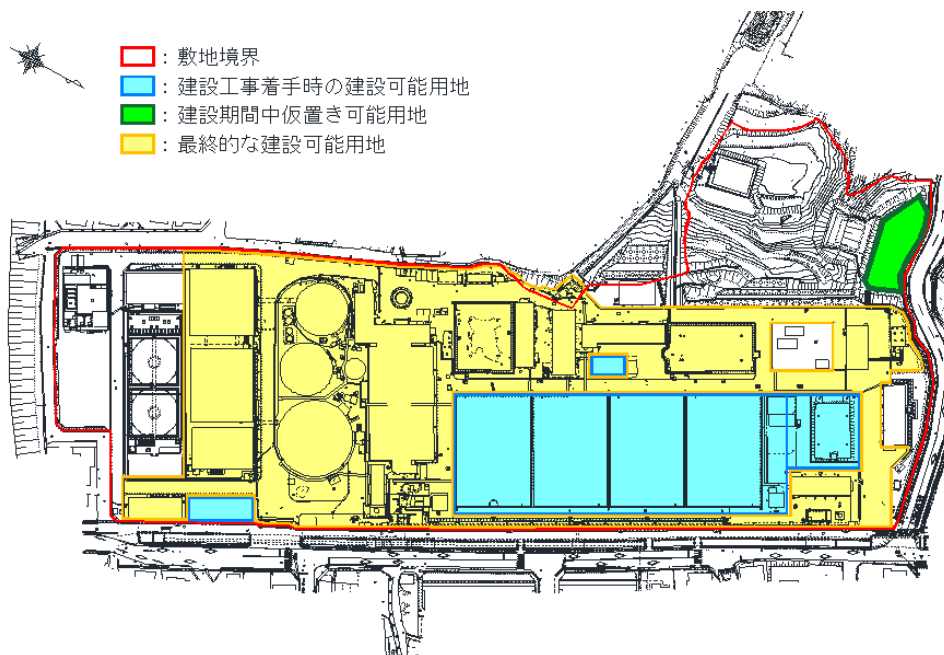


図-2 建設可能用地

(イ) 建設用地の制限等

本施設の建設用地に係る制限については、要求水準書のとおりとする。

コ 施設等整備の要件

新設対象施設の規模及び概要については、以下のとおりとする。

既存施設を運転しながらの更新となるため、建設工事期間及び試運転期間中は既存施設を運転する本市と十分に連携を図ること。

(ア) 計画浄水量及び浄水処理方法

新設施設と既存施設における計画浄水量及び浄水処理方法は、表-1に示すとおりである。

表-1 計画浄水量及び浄水処理方法

	新設施設	既存施設
計画浄水量	88,000m ³ /日	130,000m ³ /日
浄水処理方法	生物接触ろ過+凝集(粉末活性炭)+沈殿+急速ろ過	<ul style="list-style-type: none"> ・粉末活性炭+スラリー循環型高速凝集沈殿/横流式沈殿+急速ろ過 ・緩速ろ過

浄水処理方法については、生物接触ろ過(上向流)+凝集(+粉末活性炭)+沈殿+急速ろ過を想定しているが、これに限らず要求水準(浄水水質)の達成が可能な処理フローがあればそれを認めるものとする。この場合、「凝集+沈殿+急速ろ過」は必須とし、

追加処理フローは事業者提案とする。

(イ) 水源系統

本事業の水源系統は、要求水準書のとおりとする。

(ウ) 原水水質及び浄水水質

本事業の原水水質（最大値）及び浄水水質の要求水準は、要求水準書のとおりとする。

サ 事業に必要とされる関係法令、規則、要綱等

本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令、条例、規則、要綱、指針、各種基準等を遵守するものとし、最新のものを用いる。詳細については、要求水準書のとおりとする。

(2) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは表-2に示すとおりである。

詳細な事業スケジュールについては、公募要項にて示す。

表-2 事業スケジュール（予定）

項目	予定
基本協定の締結	令和4年（2022年）3月
事業契約の締結	令和4年（2022年）8月
設計・建設工事期間	事業契約締結日の翌日 ～令和19年（2037年）3月（14年7か月）
施設維持管理期間	令和12年（2030年）4月 ～令和27年（2045年）3月（15年間）
契約終了	令和27年（2045年）3月31日

2 事業者の募集及び選定に関する事項

本事業は、現在の長府浄水場敷地内において、現有施設を稼働させながら新浄水場を建設する難易度の高いものであること並びに効率的な設計、建設及び維持管理を実施することで財政負担の軽減及び公共サービスの水準の向上等を期待するものであることから、民間事業者の持つ高い技術力や創意工夫を活かすため、DBO方式により実施する。

以上のことから、本事業に応募する者（以下「応募者」という。）は、以下の事項を十分に認識した上で応募及び技術提案に臨むこと。

- ・水の安全・安定供給の確保
- ・効率的な施設設計、建設工事及び維持管理
- ・水道事業に携わる者としての自覚
- ・本市との良好なパートナーシップ構築
- ・健全な事業運営のための積極的な提案

(1) 事業者の募集及び選定方法

本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募した上で、技術提案等に基づいた公募型プロポーザル方式にて事業者の選定を実施する。また、その手続きについては、以下のとおり実施することを予定しており、詳細については募集公告時に公表する公募要項等において公表する。

ア 参加資格確認

応募者の参加資格について、(3) 参加資格要件に示す参加資格を有しているかについて確認する。

イ 提案内容審査

提案内容審査は、基礎審査、定量化審査（価格評価）、定量化審査（性能評価）及び最終審査（定量化審査（価格評価・性能評価）に基づき最優秀提案者を選定する審査をいう。以下同じ。）をもって行う。審査内容は、提案内容の要求水準に対する適合性、設計・建設・維持管理計画の妥当性、確実性、提案価格等である。提案内容審査は、提出された書面のほか、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングによって実施する。

(2) 事業者選定の体制

ア 応募資格確認、基礎審査、定量化審査（価格評価）は、本市が行う。

イ 定量化審査（性能評価）及び最終審査は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うため、下関市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）が行い、最優秀提案者を選定する。

ウ 本市は、審議会の選定結果を基に優先交渉権者を決定する。

エ 優先交渉権者を決定するまでは、審議会の委員名の公表を行わないものとする。

(3) 参加資格要件

ア 応募者の構成等

応募者の構成等は、以下のとおりとする。

- (ア) 応募者は、複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、各々の構成企業は本事業の実施に関して適切な役割を担うこと。ただし、1者で参加資格要件を満たす複数の工種（業務を含む。）を兼ねることは可とする。
- (イ) 応募グループは、設計企業、建設企業、施設維持管理企業を含む企業により構成されることを基本とする。
- (ウ) 応募グループは、建設企業（機械設備工事）の中から、浄水処理の主たる部分を担う企業1者を代表企業として定め、代表企業が参加資格の申請及び手続を行うこと。
- (エ) 代表企業は、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事（設計業務、土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事及び施設維持管理業務）について明らかにすること。
- (オ) 代表企業の変更は、認めない。
- (カ) 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- (キ) 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業になることはできない。
- (ク) 応募グループは、建設工事のための共同企業体（以下「建設JV」という。）及び施設維持管理業務のための共同企業体（以下「維持管理JV」という。）を結成すること。

イ 全ての構成企業に必要な資格

応募グループの構成企業は、以下の要件を全て満たしている者とする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (イ) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受け、その取消しの決定を受けていない者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受け、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (エ) 募集に参加しようとする他の者との間に資本関係及び人的関係において関連がないこと。（「資本関係において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又は、その出資の総額が100分の50を超えている者をいい、「人的関係において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
- (オ) 本事業に係る業務支援に関与した者でないこと。また、これらの者と資本関係及び人的関係（2-（3）-イ-（エ）参照）において関連がないこと。

ウ 設計業務を行う構成企業に必要な資格

設計業務を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で設計業務を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以

下の要件を全て満たし、その他の構成企業は（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）を満たすこと。

（ア） 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

（イ） 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。

（ウ） 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）における上水道及び工業用水道の登録があること。

（エ） 平成 18 年 4 月 1 日以降に、急速ろ過方式の浄水場の実施設計業務を行い、引き渡した実績を有すること。

（オ） 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。

（カ） 管理技術者として、一級建築士若しくは技術士（上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）を配置できること。

エ 土木工事を行う構成企業に必要な資格

土木工事を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で土木工事を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以下の要件を全て満たし、その他の構成企業は（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）を満たすこと。

（ア） 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

（イ） 土木工事業について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する特定建設業の許可を有していること。

（ウ） 募集日時点の下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿における土木一式工事の下関市建設工事競争入札参加資格者総合評点（以下「総合評点」という。）が、下関市内に本店がある者については 800 点以上、下関市内に契約締結権のある営業所等がある者については 1,000 点以上、それ以外の者については 1,200 点以上であること。

（エ） 国内において、平成 18 年 4 月 1 日以降に、5,000m³/日以上施設能力を有する浄水場の主要な土木構造物を施工し、引き渡した実績（他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上であるものに限る。）を有すること。

（オ） 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

オ 建築工事を行う構成企業に必要な資格

建築工事を行う構成企業は以下の要件を全て満たすものとする。ただし、複数の構成企業で建築工事を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以下の要件を全て満たし、その他の構成企業は（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）を満たすこと。

（ア） 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

（イ） 建築工事業について建設業法第 3 条に規定する特定建設業の許可を有していること。

（ウ） 募集日時点の下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿における建築一式工事の総合評点が、下関市内に本店がある者については 800 点以上、下関市内に契約締結権のある営業所等がある者については 1,000 点以上、それ以外の者については 1,200 点以

上であること。

- (エ) 国内において、平成 18 年 4 月 1 日以降に、延床面積 1,000m²以上の鉄筋コンクリート造の建築工事を施工し、引き渡した実績（他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上であるものに限る。）を有すること。
- (オ) 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

カ 機械設備工事をを行う構成企業に必要な資格

機械設備工事をを行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で機械設備工事を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以下の要件を全て満たし、その他の構成企業は（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）を満たすこと。

- (ア) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 水道施設工事業について建設業法第 3 条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- (ウ) 募集日時点の下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿における水道施設工事業の総合評点が、下関市内に本店がある者については 800 点以上、下関市内に契約締結権のある営業所等がある者については 1,000 点以上、それ以外の者については 1,100 点以上であること。
- (エ) 国内において、平成 18 年 4 月 1 日以降に、5,000m³/日以上施設能力を有する浄水場の機械設備設置工事（急速ろ過池の新設若しくは全面更新）を施工し、引き渡した実績（他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上である者に限る。）を有すること。
- (オ) 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

キ 電気設備工事をを行う構成企業に必要な資格

電気設備工事をを行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で電気設備工事を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以下の要件を全て満たし、その他の構成企業は（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）を満たすこと。

- (ア) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 電気工事業について建設業法第 3 条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- (ウ) 募集日時点の下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿における電気工事の総合評点が、下関市内に本店がある者については 850 点以上、下関市内に契約締結権のある営業所等がある者については 1,100 点以上、それ以外の者については 1,200 点以上であること。
- (エ) 国内において、平成 18 年 4 月 1 日以降に、浄水場の電気設備工事（中央監視・計装設備を含む。）を施工し、引き渡した実績（他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上であるものに限る。）を有すること。
- (オ) 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

ク 施設維持管理業務を行う構成企業に必要な資格

施設維持管理業務を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で施設維持管理業務を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以下の要件を全て満たし、その他の構成企業は（ア）を満たすこと。

（ア）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「大分類：建物等保守管理」－「小分類：施設の管理運営」に登録されていること。

（イ）国内において、平成 18 年 4 月 1 日以降に、10,000m³/日以上施設の能力を有する浄水場の維持管理業務（浄水処理方法が急速ろ過方式のものに限る。）を元請として 3 年以上継続して実施した実績を有すること。ただし、排水処理施設のみの維持管理業務実績は認めない。

（４）地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用

ア 応募者は、構成企業に下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に「市内」の地域区分で登録されている者を 1 者以上含めるように努めること。

イ 本事業に係る工事及び業務の一部を協力企業に発注する場合は、優先的に市内業者を活用すること。さらに、工事及び業務に使用する資材等についても優先的に市内において製造産出される資材又は、市内業者が販売するものを使用すること。

（５）事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

実施事項	日程
実施方針等の公表	令和 3 年（2021 年）3 月 8 日
実施方針等に関する質問、意見の受付	令和 3 年（2021 年）3 月 8 日～3 月 19 日
実施方針等に関する質問の回答公表	令和 3 年（2021 年）4 月 19 日
公募要項等の公表	令和 3 年（2021 年）8 月
公募要項等に関する質問の受付、締め切り	令和 3 年（2021 年）8 月
公募要項等に関する説明会及び現地見学会	令和 3 年（2021 年）8 月
公募要項等に関する質問の回答公表	令和 3 年（2021 年）10 月
参加表明書及び資格確認申請書の受付、締め切り	令和 3 年（2021 年）10 月
参加資格審査結果の通知	令和 3 年（2021 年）11 月
提案書の受付、締め切り	令和 4 年（2022 年）1 月
提案書のプレゼンテーション	令和 4 年（2022 年）2 月
優先交渉権者の決定・公表	令和 4 年（2022 年）2 月
基本協定の締結	令和 4 年（2022 年）3 月
事業契約の締結	令和 4 年（2022 年）8 月

3 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 事業契約等に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

本市は、優先交渉権者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

イ 事業契約の締結

本市は、基本協定の規定に基づき優先交渉権者と基本契約を締結する。

本市は、基本契約の規定に基づき建設 J V と建設工事請負契約を締結する。

さらに、本市は、基本契約に基づき維持管理 J V と施設維持管理業務委託契約を締結する。(別紙 1 参照)

ウ 事業者の責任の履行

事業者は、本事業の遂行に当たって、本市との協議及び調整を図りつつ、事業契約の定めに従って責任を履行する。

(2) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年総理府公示第 11 号)に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う者であると考えられることから、本市が行う業務に係るリスクは本市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力など当事者の責めに帰すことができないリスクについては、この限りではない。

ア 予想されるリスク及び責任分担

予想されるリスク及び本市との事業者の責任分担の概略については、別紙 2 リスク分
担表に示す。詳細については、最終的に事業契約で確定する。

(3) 提供されるべきサービス水準

事業者は、事業期間中、本市が要求する内容のサービスを提供することが求められる。本浄水場の浄水水質、本事業の対象となる施設に要求する性能及び維持管理に要求するサービス水準は、要求水準書のとおりとする。

(4) 事業のモニタリング

本市は、事業者が提供するサービス内容の確認のためモニタリングを行う。

モニタリング方法、内容等の詳細については、モニタリング基本計画及び事業契約に定めるとおりとする。

ア 設計・建設工事段階

本市は、事業者が行う設計業務及び建設工事(以下「業務及び工事」という。)について、事業契約に基づき適切に履行されているか又は業務及び工事の水準が事業契約に定める要求水準書の条件を満足しているか、定期及び随時に検査を行う。

検査の結果、業務及び工事の水準が事業契約に定める要求水準書の条件を満足していない場合、本市は改善を求め、事業者は自らの負担により必要な改善措置を行う。

イ 施設維持管理段階

本市は、事業者が行う施設維持管理業務について、業務の水準が事業契約に定める要求水準書の条件を満足しているか、定期及び随時に検査を行う。

検査の結果、業務の水準が事業契約に定める要求水準書の条件を満足していない場合、本市は改善を求め、事業者は自らの負担により必要な改善措置を行う。この場合、一定のルールに基づいてサービス対価の減額措置を行うことがある。

4 その他事業の実施に関する事項

(1) 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

ア 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとする。

イ 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争の管轄については、山口地方裁判所とする。

(2) 事業の継続が困難になった場合における措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、本市は事業者に対して改善勧告等を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正することができなかつたときは、本市は契約金額の減額及び事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と考えられる場合には、本市は事業契約を解除することができる。

(ウ) 契約解除に至る事由及び措置については、事業契約に定めるとおりとする。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難になった場合には、事業者は契約を解除することができる。

(イ) 契約解除に至る事由及び措置については、事業契約に定めるとおりとする。

ウ 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 不可抗力、その他本市又は事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、本市と事業者は事業継続の可否について協議する。

(イ) 一定の期間内に協議が調わない場合には、それぞれの相手方へ事前に書面による通知を行うことにより、本市及び事業者は事業契約を解除することができる。

エ その他の事由により事業の継続が困難となった場合

その他事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めるとおりとする。

(3) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。

イ 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は、想定していない。

ウ その他の支援に関する事項

本市は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で協力を行うものとする。

(4) 本事業に係る情報の提供

本事業に係る情報の提供は、本市のホームページを通じて行うものとする。

(5) 実施方針等に関する質問、意見の受付

ア 実施方針等に関する質問、意見の受付

実施方針等に関する質問、意見は、様式1～5により、以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和3年(2021年)3月8日(月)8:30～

令和3年(2021年)3月19日(金)17:00

(イ) 提出方法

質問、意見の提出方法は、添付の様式1～5に記入の上、電子メール又は郵送により、本市浄水課宛に提出し、電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

郵送の場合は、同様式のファイルを保存したCD-Rを同封し、受付期間内に必着とする。

(ウ) 実施方針等に関する質問、意見の公表

実施方針等に関する質問、意見の回答は、令和3年(2021年)4月19日(月)までに、本市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。また、不当に混乱を招く可能性があると思われる質問、意見については回答しない。

5 その他選定に関する事項

(1) 公正な応募の確保

本事業への応募に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(2) 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業を公表するとき及び本市が必要と認めたときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

優先交渉権者以外の提案については、優先交渉権者選定結果の公表以外に使用しない。また、提出を受けた書類は、返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として応募者が負う。

(4) 使用言語、単位及び時刻

参加及び本事業に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 本事業の問合せ先

下関市上下水道局浄水課

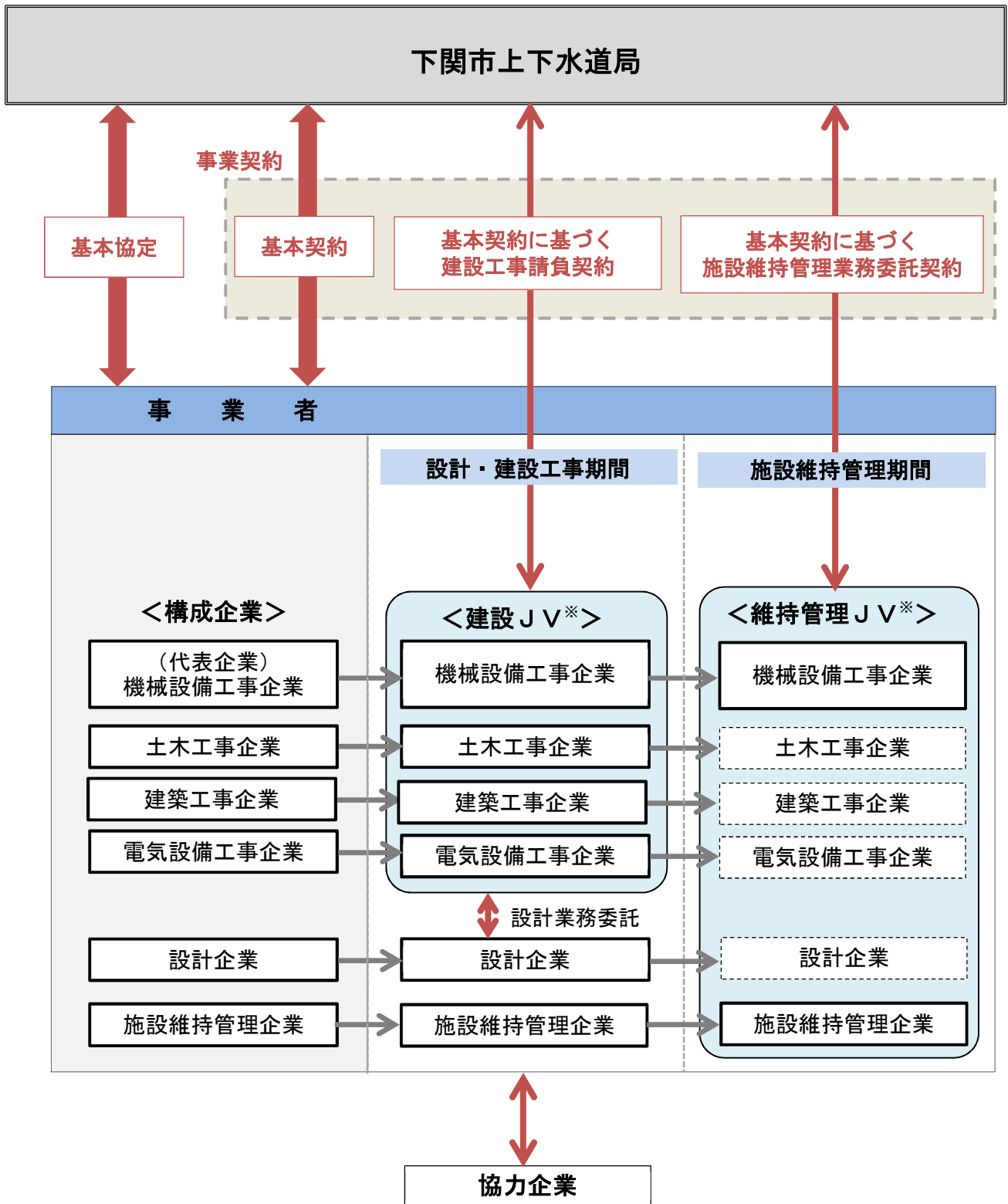
所在地 〒752-0945 下関市長府豊浦町 1 番 1 号

電 話 083-245-2174

F A X 083-245-2193

電子メール sdjosuik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

想定する事業実施体制



- ※ 代表企業及び施設維持管理企業は、必ず維持管理JVに参加するものとし、その他の構成企業については任意とする。
- ※ 建設JV及び維持管理JVの代表構成員は施工能力の大きい構成企業とし、代表企業が兼ねなくてもよい。

リスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	1.1 募集要項	記載内容の変更に関するもの、公募要項等の誤りに関するもの	●		
	1.2 契約締結	本市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止 事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●	●	
	1.3 財務	本市による債務不履行（支払い遅延・不払い等） 事業者による債務不履行（倒産等）	●	●	
	1.4 制度関連	政治	債務負担行為等の議決に関わるもの	●	
			対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	●	
			事業の縮小・拡充に伴う、対象範囲の変更に関わるもの	●	
		法制度	本事業に関わる法制度・許認可の新設・変更	●	▲
			上記以外のもの		●
		許認可遅延	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
			事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
		税制度	法人事業税、法人住民税等の事業者の利益に関する税の新設・変更		●
	消費税の変更に關わるもの		●		
	1.5 社会	第三者賠償	事業者の責めに帰すべき事由による第三者賠償（調査、建設、維持管理段階等における騒音、振動、光、臭気に関するもの）		●
			本市の責めに帰すべき事由による第三者賠償	●	
		住民対応	本事業に対する住民反対運動・要望に関わるもの	●	
			事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に対する住民反対運動・要望に関わるもの	▲	●
		環境問題	本市が行う業務に起因する環境の悪化	●	
			事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に起因する環境の悪化		●
	1.6 想定外業務	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・施設運営停止・事業継続の不履行	●注1	▲注2	
	1.7 不可抗力	戦争、暴動、天災、台風、風水害、感染症等、本市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	▲注2	
	1.8 保険	設計・工事段階及び施設維持管理段階のリスクをカバーする保険		●	
1.9 構成企業	構成企業の能力不足等による事業悪化		●		
1.10 見学者対応	施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者が怪我をした場合		●		
1.11 安全確保	調査、工事、維持管理等における安全性の確保(新型コロナウイルス感染症対策を含む)		●		
1.12 事業者の発注する業務	事業者が発注する業務の契約内容の変更等		●		
1.13 事業の中断	本市の責めに帰すべき事由による事業の中断等	●			
	事業者の責めに帰すべき事由による事業の中断（事業者の経営破綻または事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		●		
1.14 資金調達	事業者の資金調達に関するもの		●		
1.15 物価	事業期間中の物価変動	●	▲注2		

※ ●：主負担、▲：従負担

注1 事業者の管理義務の懈怠により発生した想定外業務リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の想定外業務リスクは本市のリスク分担とする。

注2 一定の金額・割合までは事業者が負担する。

位置図

